政令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十四号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

附則第三項中「及び前項に規定するもの」を削り、「二人」を「三人」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十五号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を「五人」に改める。

第十二条第一項中「六人（うち二人」を「五人（うち二人」を「四人（うち一人」に改める。

第六十四条中「第四条第三十八号」を「第四条第三十七号」に改める。

附則第二項を削る。

附則第三項中「一人は平成二十七年三月三十一日まで、他の二人は平成二十九年三月三十一日」を「二人は平成二十九年三月三十一日まで、他の一人は平成三十二年三月三十一日」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項を附則第三項とし、附則第五項を削る。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

法務大臣　上川　陽子

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働省組織令及び労働組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十六号

厚生労働省組織令及び労働組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）並びに第二十一条第四項並びに労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第十九条の十第二項及び第十九条の十一第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第一条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百六十四条」を「第百六十三条」に改める。

第十条第十五号中「児童手当」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金の徴収」に改め、同条第十六号中「児童手当勘定の経理」を「子ども・子育て支援勘定の経理のうち厚生労働省の所掌に係るもの」に改め、同条中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第七号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法」に改め、「拠出金」の下に「（同法第六十九条第一項第一号に掲げる事業主に係るものに限る。）」を加え、同条第十一号中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第九十二条中第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号の次に次の二号を加える。

八　子ども・子育て支援法の規定による拠出金の徴収に関すること（年金局の所掌に属するものを除く。）。

九　年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の経理のうち厚生労働省の所掌に係るものに関すること。

第九十七条中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号から第十一号までを三号ずつ繰り上げる。

第九十八条第二号中「その職員」を「幼保連携型認定こども園並びにこれらの職員」に改め、「運営」の下に「（保育に係るものに限る。）」を加え、同条第三号中「保育所の職員」を「保育所及び幼保連携型認定こども園の職員（保育に係るものに限る。）」に改める。

第百条第一項中「援護課」を「援護・業務課」に改める。

第百六条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　全国戦没者追悼式及び千鳥ケ淵戦没者墓苑拝礼式に関すること。

第百六条中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とする。